**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第348号）**

**〔　卒業アルバム関係文書公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年２月28日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和２年４月22日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

（１）～（３）　略

（４）大阪府立○○高校について、平成30年３月（70期生）～令和２年３月（72期生）卒業生の卒業アルバムにおける職員集合写真に掲載されていない教員が誰であるかわかる資料。（以下「本件請求１」という。）

（５）　略

（６）大阪府立○○高校について、令和２年３月卒業生の卒業アルバムにおける職員集合写真に掲載されていない教員に対して、掲載されなかった説明と謝罪をしたことがわかる資料。（以下「本件請求２」という。本件請求１及び本件請求２を合わせて、以下「本件請求」という。）

（７）　略

　２　令和２年５月７日付けで、実施機関は、本件請求に対応する文書として「府立○○高等学校職員名簿（平成29年度～平成31年度）」、「府立○○高等学校卒業アルバム職員集合写真（平成29年度～平成31年度）」及び「72期生のアルバムの集合写真の件」を特定し、条例第13条第１項の規定により、公開決定（以下「本件決定」という。このうち、本件請求１に対応する部分を「本件決定１」、本件請求２に対応する部分を「本件決定２」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　３　令和２年５月16日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

本件決定２について、公開された「謝罪文」は、発出人が「72期生卒業アルバム係一同」となっているが、本来は管理職から発出される顛末及び謝罪文が存在するはずなので、これを公開すること。

２　反論書における主張

　　審査請求書の内容を援用する。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

　　　令和２年５月７日付けで通知した本件決定の内容以外に行政文書は作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

３　結論

　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定の妥当性について

（１）本件決定１の対象行政文書は、平成29年度から同31年度までの大阪府立○○高等学校の職員名簿及び同29年度に卒業した70期生から同31年度に卒業した72期生までの卒業アルバムに掲載された職員集合写真である。本件決定２の対象行政文書は、「職員写真で写らなかった常勤職員の皆様へ」として、表題が「72期生のアルバムの集合写真の件」、発出人が「72期生卒業アルバム係一同」とされている2020年２月27日付けの文書（以下「常勤職員宛て文書」という。）である。

（２）審査請求書及び反論書において、本件決定２の取消しと対象となる文書の変更を求めており、本件決定１については触れていないため、当審査会では、審査請求人が本件決定２のみ争う審査請求を行ったものと解釈した。

当審査会が常勤職員宛て文書について確認したところ、実施機関は次のとおり説明した。

常勤職員宛て文書は、72期生の卒業アルバムに掲載する職員集合写真の撮影時に欠席したことにより撮影されなかった職員への対応として発出した文書である。常勤職員宛て文書は、これらの職員について職員集合写真の上部等に別途掲載しなかったことについて審査請求人から指摘があり、その指摘を踏まえて、72期生の卒業アルバム作成業務を担当している職員らが発出した文書に過ぎず、審査請求人が本件審査請求で公開を求める旨主張している管理職が発出した文書は存在しない。

以上から、本件請求２に関し、実施機関が本件決定２を行ったことについての実施機関の説明に不自然な点は認められないため、本件決定は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　正木　宏長、魚住　泰宏、井上　理砂子、春名　麻季